

# さぬきうどん研究会会則

## 第1条（名称）

本会は、さぬきうどん研究会と称する。

## 第2条（目的）

本会は、さぬきうどんの伝統を継承し、発展をはかるために文化的、技術的な活動を行うことを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1） さぬきうどん食文化の研究活動
- （2） 手打ちうどんやうどん文化の普及活動
- （3） 県などが主催する、さぬきうどんに関連する事業への協力
- （4） うどんに関する国際交流活動
- （5） 会報の発行、うどんに関する図書などの発刊
- （6） 本会の目的達成に関連するその他の活動

## 第4条（会員）

会員は第2条の目的に賛同し、会費を納入した者とする。

2. 会員は個人会員と企業や団体の賛助会員とする。

## 第5条（会費）

本会の年会費は、個人会員 2,000 円、賛助会員 10,000 円とする。

## 第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
顧問	若干名
監査	2名

2. 役員は、役員会の推薦に基づき総会で決定する。

## 第7条（役員職務）

会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長がその任に当たれない場合は、その職務を代行する。
3. 幹事は、本会の運営及び活動方針を協議決定する。
4. 顧問は、会長の諮問に応ずる。
5. 監査は、本会の事業内容及び会計業務を監査する。

## 第8条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

## 第9条（総会）

総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 研究会の活動方針と実施に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 会則の改正に関すること。
  - (4) 役員を選任に関すること
  - (5) その他、会の運営に関する重要事項。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会の議長は、会長がこれに当たる。
5. 総会の議事は、委任状を含めた出席者の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

#### 第10条（役員会）

役員会は、役員を以て構成し、議長は会長が当たる。

2. 役員会は次の事項を決議する。
  - (1) 総会に提出する議案に関すること。
  - (2) 本会の運営と活動計画に関すること。
  - (3) 役員を選出に関すること。
  - (4) その他重要な事項。

#### 第11条（部会及び委員会）

会長は本会の運営上必要があるときは部会及び委員会を置くことができる。

2. 部会及び委員会の責任者は会長が指名する。

#### 第12条（所在地および事務局）

この会の所在地は、香川県木田郡三木町池戸2393 香川大学農学部内とする。

2. 本会は、事業を円滑に行うために事務局を置く。事務局は担当責任役員が統括し、担当責任役員は会長が指名する。

#### 第13条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

#### 第14条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

#### 第15条（雑則）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則については役員会で決議し執行できるものとする。

附記 1 この会則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 「さぬきうどん研究会申し合わせ（昭和59年1月28日制定）」は本会則の施行をもって廃止する。